

## 微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（1）

### 1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備 考
		年 月	月計（台）	累計（台）	
奈良県生駒郡安堵町大字窪田 634 番 5 並びに 734 番 2 及び 1139 番 1	P C B 汚染物 (微量 P C B 汚染廃電気機器等)	平成 29 年 4 月	2	4	・平成 29 年 2 月 15 日処理開始
		平成 29 年 5 月	1	5	
		平成 29 年 6 月	2	7	
		平成 29 年 7 月	1	8	・平成 29 年 7 月 11 日処理完了

(注) ※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材の PCB 濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）をもって処理完了とする。

### 2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 (活性炭塔出口)	PCB 濃度	mg/m <sup>3</sup> N	平成 29 年 2 月 27 日	平成 29 年 3 月 23 日	0.0000033	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N			0.0000058	0.01	0.1 ※3
環境大気 (敷地境界)	PCB 濃度	μg/m <sup>3</sup>	平成 29 年 2 月 27 日 ~28 日	平成 29 年 3 月 23 日	0.00010	—	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m <sup>3</sup>			0.016	—	0.6 ※5

(注) ※2. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）に定める排ガスの排出許容限界（液状の PCB 等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）における大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気的环境基準

## 微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（2）

### 1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備 考
		年 月	月計（台）	累計（台）	
滋賀県甲賀市水口町笹が丘1番8	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成29年 4月	4	7	・平成29年1月25日処理開始
		平成29年 5月	1	8	
		平成29年 6月	4	12	
		平成29年 7月	2	14	・平成29年7月19日処理完了

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）をもって処理完了とする。

### 2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB濃度	mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	平成29年1月31日	平成29年2月23日	0.0000028	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>			0.0000090	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB濃度	μg/m <sup>3</sup>	平成29年1月31日 ～2月1日	平成29年2月23日	0.000061	—	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m <sup>3</sup>			0.018	—	0.6 ※5

（注）※2. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のPCB等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）における大気の大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気の大気環境基準

## 微量 PCB 汚染物の無害化处理実績等（3）

### 1. 無害化处理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了 <sup>※1</sup> 台数）			備考
		年月	月計（台）	累計（台）	
京都府綾部市上八田町柘榴迫2番1、菜ケ戸1番、荒崩1番1及び戸田18番1	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成29年 4月	1	1	・平成29年 3月28日処理開始
		平成29年 5月	2	3	
		平成29年 6月	2	5	
		平成29年 7月	2	7	
		平成29年 8月	2	9	
		平成29年 9月	1	10	
		平成29年10月	1	11	
		平成29年11月	2	13	
		平成29年12月	2	15	
		平成30年 1月	1	16	・平成30年 1月16日処理完了

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化处理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）をもって処理完了とする。

### 2. 環境関係測定結果

項目		単位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB濃度	mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	平成29年9月13日	平成29年10月16日	0.000017	0.01	0.1 <sup>※2</sup>
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>			0.000016	0.01	0.1 <sup>※3</sup>
環境大気 （敷地境界）	PCB濃度	μg/m <sup>3</sup>	平成29年9月13日 ～14日	平成29年10月16日	0.0018	—	0.5 <sup>※4</sup>
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m <sup>3</sup>			0.0085	—	0.6 <sup>※5</sup>

（注）※2. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のPCB等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）における大気の時定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気の時定環境基準

## 微量 PCB 汚染物の無害化处理実績等（４）

### 1. 無害化处理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※ <sup>1</sup> 台数）			備 考
		年 月	月計（台）	累計（台）	
大阪府堺市北区北長尾町八丁274番	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成29年 4月	1	1	・平成29年 3月22日処理開始
		平成29年 5月	1	2	
		平成29年 6月	0	2	
		平成29年 7月	1	3	
		平成29年 8月	1	4	
		平成29年 9月	1	5	
		平成29年10月	0	5	
		平成29年11月	1	6	
		平成29年12月	1	7	
		平成30年 1月	1	8	・平成30年 1月10日処理完了

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化处理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

### 2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	平成29年11月6日	平成29年12月8日	0.0000041	0.01	0.1 ※ <sup>2</sup>
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>			0.00000036	0.01	0.1 ※ <sup>3</sup>
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	μg/m <sup>3</sup>	平成29年11月6日 ～7日	平成29年12月8日	0.0010	—	0.5 ※ <sup>4</sup>
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m <sup>3</sup>			0.031	—	0.6 ※ <sup>5</sup>

（注）※2. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のPCB等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）における大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気環境基準

## 微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（5）

### 1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備 考	
		年 月	月計（台）	累計（台）		
福井県三方郡美浜町新庄 157号上関屋1番、158号 三反田6番、14番、24番 1、35番、43番及び44番	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成29年 6月	2	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年5月29日処理開始</li> <li>・平成29年6月28日処理完了</li> </ul>	

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

### 2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>			－	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	μg/m <sup>3</sup>	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	－	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m <sup>3</sup>			－	－	0.6 ※5

（注）※2. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のPCB等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）における大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気的环境基準

## 微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（6）

### 1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備 考
		年 月	月計（台）	累計（台）	
長野県木曾郡南木曾町読書 3066番	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成29年 5月	1 / 3	1 / 3※2	・平成29年4月27日処理開始
		平成29年 6月	1 / 3	2 / 3※2	
		平成29年 7月	1 / 3	3 / 3※2	・平成29年7月 4日処理完了

（注）※1. 洗浄後の洗浄剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）をもって処理完了とする。

※2. 洗浄対象機器は1台（3相構造）で、各相（A,B,C）毎に洗浄実施。

### 2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>			－	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	μg/m <sup>3</sup>	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	－	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m <sup>3</sup>			－	－	0.6 ※5

（注）※2. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のPCB等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）における大気の大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気の大気環境基準

## 微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（7）

### 1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備 考
		年 月	月計（台）	累計（台）	
富山県南砺市祖山字下平 694 番	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成29年 7月	0	0	・平成29年7月 6日処理開始
		平成29年 8月	1	1	・平成29年8月29日処理完了

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

### 2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>			－	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	μg/m <sup>3</sup>	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	－	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m <sup>3</sup>			－	－	0.6 ※5

（注）※2. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のPCB等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）における大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気環境基準

## 微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（8）

### 1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備 考
		年 月	月計（台）	累計（台）	
京都府久世郡久御山町林八幡講43番	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成29年11月	1	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平成29年11月15日処理開始</li> <li>• 平成29年11月30日処理完了</li> </ul>

（注）※1. 洗浄後の洗浄剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）をもって処理完了とする。

### 2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>			－	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	μg/m <sup>3</sup>	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	－	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m <sup>3</sup>			－	－	0.6 ※5

（注）※2. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のPCB等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）における大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気環境基準

## 微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等 (9)

### 1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績 (処理完了※ <sup>1</sup> 台数)			備 考	
		年 月	月計 (台)	累計 (台)		
大阪市箕面市大字栗生間谷 2897 番及び 2897 番 5	PCB汚染物 (微量PCB汚染廃電気機器等)	平成30年 2月	2	2	・平成30年 1月10日処理開始	

(注) ※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日 (マニフェスト処分終了日) でもって処理完了とする。

### 2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 (活性炭塔出口)	PCB 濃度	$\text{mg}/\text{m}^3_{\text{N}}$	- 【測定対象外】	- 【測定対象外】	-	0.01	0.1 ※ <sup>2</sup>
	ダイオキシン類濃度	$\text{ng-TEQ}/\text{m}^3_{\text{N}}$			-	0.01	0.1 ※ <sup>3</sup>
環境大気 (敷地境界)	PCB 濃度	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	- 【測定対象外】	- 【測定対象外】	-	-	0.5 ※ <sup>4</sup>
	ダイオキシン類濃度	$\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$			-	-	0.6 ※ <sup>5</sup>

(注) ※2. 環境庁通達 (昭和 47 年環大企 141 号) に定める排ガスの排出許容限界 (液状のPCB等の焼却施設に係る基準値準用)

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準 (廃棄物焼却炉等に係る基準値準用)

※4. 環境庁通達 (昭和 47 年環大企 141 号) における大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気の環境基準

## 微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（10）

### 1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※ <sup>1</sup> 台数）			備 考
		年 月	月計（台）	累計（台）	
大阪府大阪市住之江区北加賀屋五丁目 30 番	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成30年 2月	1	1	・平成30年 2月 6日処理開始

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

### 2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	0.01	0.1 ※ <sup>2</sup>
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>			－	0.01	0.1 ※ <sup>3</sup>
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	μg/m <sup>3</sup>	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	－	0.5 ※ <sup>4</sup>
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m <sup>3</sup>			－	－	0.6 ※ <sup>5</sup>

（注）※2. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のPCB等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）における大気の大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気の大気環境基準

## 微量 PCB 汚染物の無害化处理実績等 (11)

### 1. 無害化处理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績 (処理完了※1台数)			備考
		年月	月計(台)	累計(台)	
奈良県葛城市疋田 668 番 1	PCB汚染物 (微量PCB汚染廃電気機器等)	平成30年 2月	3	3	・平成29年12月19日処理開始

(注) ※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化处理終了を確認した日(マニフェスト処分終了日)でもって処理完了とする。

### 2. 環境関係測定結果

項目		単位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 (活性炭塔出口)	PCB 濃度	mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	平成29年12月18日	平成30年 1月24日	0.0000076	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>			0.0000030	0.01	0.1 ※3
環境大気 (敷地境界)	PCB 濃度	μg/m <sup>3</sup>	平成29年12月18日 ~19日	平成30年 1月24日	0.00033	—	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m <sup>3</sup>			0.014	—	0.6 ※5

(注) ※2. 環境庁通達(昭和47年環大企141号)に定める排ガスの排出許容限界(液状のPCB等の焼却施設に係る基準値準用)

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準(廃棄物焼却炉等に係る基準値準用)

※4. 環境庁通達(昭和47年環大企141号)における大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気的环境基準

## 微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（12）

### 1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備 考	
		年 月	月計（台）	累計（台）		
滋賀県近江八幡市上田町字 下西ノ久保964番1並びに 馬淵町字横田中嶋 1914 番 2	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成29年12月	1	1	・平成29年12月 4日処理開始	
		平成30年 1月	1	2		
		平成30年 2月	1	3		

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

### 2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>			－	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	μg/m <sup>3</sup>	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	－	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m <sup>3</sup>			－	－	0.6 ※5

（注）※2. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のPCB等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）における大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気環境基準